

地方独立行政法人大阪市博物館機構
測量・建設コンサルタント等に係る最低制限価格設定基準

(目的)

第1条 この基準は、測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務（以下「測量・建設コンサルタント等」という。）に係る契約の適正な履行の確保を図るため、大阪市博物館機構契約規則（以下「契約規則」という。）第8条の規定に基づいて設定する最低制限価格について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準における予定価格及び最低制限価格の用語の意義は、契約規則に基づく予定価格及び最低制限価格に110分の100を乗じて得た額とする。

(設定の基準)

第3条 測量・建設コンサルタント等に関し最低制限価格を設定する場合には、次に掲げる表中、業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、(1)から(4)までに掲げる額の合計額とし、1つの業務が複数の業種区分からなる場合はそれらの合算額とする。

ただし、測量業務で、その金額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.2を乗じた額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務で、その金額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.1を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、地質調査業務で、その金額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格算に3分の2を乗じて得た額とする。

第3条 表

業種区分	(1)	(2)	(3)	(4)
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

土木関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件 費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9を乗じて 得た額	一般管理費等の 額に10分の5を 乗じて得た額
地質調査業務	直接調査 費の額	間接調査費の額 に10分の9を乗 じて得た額	解析等調査業務費 の額に10分の8を 乗じて得た額	諸経費の額に10 分の5を乗じて 得た額
補償関係コンサ ルタント業務	直接人件 費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9を乗じて 得た額	一般管理費等の 額に10分の5を 乗じて得た額

2 前項に掲げる算定方法によることが適当でないと思われる測量業務については、契約ごとに予定価格の10分の6から10分の8.2の範囲内で、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務については、契約ごとに予定価格の10分の6から10分の8.1の範囲内で、地質調査業務については、契約ごとに予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内で定める割合を乗じて得た額とする。

(端数処理)

第4条 前条に掲げる価格の端数については、その額が100,000円以上の場合は、1,000円未満の金額を切り捨て、100,000円未満10,000円以上の場合は、100円未満を切り捨て、10,000円未満の場合は、円未満を切り捨てて処理するものとする。

附 則

この基準は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、令和6年10月1日から施行する。

2 改正後の規定は、この規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開札する案件について適用し、施行日前に開札する案件については、なお従前の例による。